

第46号議案

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 健康保険法第88条第4項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項の規定により厚生労働大臣が定める訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準

第2条第3項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 死後処置料 10,000円以内で管理者が定める額
- (5) 訪問看護に係る交通費 1回500円以内で管理者が定める額（通常の事業の実施地域外かつ病院から片道10キロメートル以上の場所で行う場合に限る。）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 訪問看護ステーションの開設に伴い、訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業に係る使用料等を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。